

3-9-2 日本森林学会ソーシャルメディア利用要領

(目的)

1. 日本森林学会はソーシャルメディア(以下、学会SNSという。)を利用し、会員および非会員(以下、閲覧者という。)に対して有用かつ速やかに伝えるべき情報を発信する。

(発信する情報)

2. 学会SNSで閲覧者に対して発信する情報は以下のものとする。

- (1) 日本森林学会の最新の刊行物に関する情報
- (2) 学術大会の開催やプログラムに関する情報
- (3) 学会の取組みや主催イベントに関する情報
- (4) 学会賞等の公募に関する情報
- (5) その他、閲覧者に速やかに周知することが適切な情報

(管理者・副管理者)

3. 学会SNSのアカウントを作成・管理する者(以下、管理者という。)は広報担当理事とする。総務担当理事および大会運営委員長は副管理者として管理者を補佐する。

(発信者)

4. 学会SNSで情報を発信できる者(以下、発信者という。)は以下の者とする。
 - (1) 会長、理事
 - (2) 大会運営委員会委員のうち、大会運営委員長の指名する1名(以下、大会広報担当委員という。)
 - (3) 事務局
 - (4) 理事の代理としての主事

(発信の手順)

5. 学会SNSでの情報発信は以下の手順で行う。
 - (1) 発信者は、発信したい情報を管理者及び副管理者に提示する。
 - (2) 管理者または副管理者は、提示された内容を確認し、第2項の基準に従って公開の可否を判断する。
 - (3) 管理者または副管理者は、当該の情報が第2項の基準を満たすと判断されれば学会SNSで公開する。
 - (4) 公開の範囲は、原則として閲覧者を限定しない。
 - (5) 管理者または副管理者は、公開のための操作を広報担当主事、総務担当主事、大会広報担当委員または事務局に代行させることができる。
 - (6) 発信の手順の詳細は別途定める。

(制限事項)

6. 学会SNSには以下の制限を課す。

- (1) 情報は簡潔に短く記述する。

- (2) 長文での説明を要する情報は学会ウェブサイトに掲載し、学会SNSで公開する情報ではそこへのリンクを示す。

- (3) 閲覧者は、公開された情報に対して学会SNS上ではコメントできない。

- (4) 制限事項の詳細は別途定める。

(セキュリティ対策)

7. 学会SNSのセキュリティを確保するため以下の措置を行う。

- (1) 管理者は、公開に必要なアカウント及びパスワードを作成し、パスワードを副管理者、広報担当主事、総務担当主事、大会広報担当委員、事務局と共有するとともに他に漏洩しないように管理する。

- (2) 管理者及び副管理者は、(1)のパスワードの漏洩が疑われる事象が発生した時には、速やかにパスワードを変更する。

- (3) 副管理者は、発信者が発信したい情報を管理者及び副管理者に提示するためのシステムを管理する。当該システムの詳細は別途定める。

- (4) 管理者及び副管理者は、発信者の一部が交代した時には公開に必要なパスワードを変更し、必要に応じて(3)のシステムを変更・調整する。

(リスク対策)

8. 学会SNSのリスク対策として以下の措置を行う。

- (1) 管理者及び副管理者は、投稿の内容に誤りがあった時、または投稿の内容が危機事態を招く可能性があると判断された時には、当該投稿を速やかに削除または非公開とする。

- (2) 理事会は、学会SNSが危機事態を招く可能性があると判断された時には、管理者及び副管理者に学会SNSを閉鎖させる。

(要領の変更)

9. 本要領の変更は、広報担当理事が理事会の承認を得て行う。

2022年7月21日 制定

2023年2月2日 改正